



国48

14.11.04

国自技第110号の3
平成26年10月31日

社団法人 日本建設業団体連合会会長 殿

国土交通省自動車局長



「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正
について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達
しましたので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対して
周知方お願いします。

別添
国自技第110号
平成26年10月31日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長 (公印省略)

「基準緩和自動車の認定要領について (依命通達)」の一部改正
について

今般、「基準緩和自動車の認定要領について (依命通達)」(平成9年9月19日付け自技第193号)別添「基準緩和自動車の認定要領」を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、関係団体等には別添のとおり周知したので了知されたい。

○ 「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）新旧対照表別紙

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）

制定 平成9年9月19日付 自技 第193号

最終改正 平成26年10月31日付 国自技第110号

改正	現行																																								
<p>「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）</p> <p>別添 基準緩和自動車の認定要領</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車 (1)～(23) (略)</p> <p><u>(24) 保安基準第22条の5（年少者用補助乗車装置等）により、年少者用補助乗車装置</u> <u>取付具を備えなければならないものであって、最高速度が20キロメートル毎時未満</u> <u>の自動車</u> (25) (略)</p> <p>第4～第20 (略)</p> <p>別表第1 添付資料一覧表（第5及び第9関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">適用 条 項</td> <td style="width: 15%;">項目</td> <td style="width: 15%;">保安基準第55条 第1項に規定す る大臣が定める 告示</td> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">5</td> <td style="width: 10%;">6～12</td> <td style="width: 5%;">13</td> </tr> <tr> <td>告</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	適用 条 項	項目	保安基準第55条 第1項に規定す る大臣が定める 告示	1	2	3	4	5	6～12	13	告	(略)	(略)	(略)							<p>「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）</p> <p>別添 基準緩和自動車の認定要領</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車 (1)～(23) (略)</p> <p><u>(新規)</u> (24) (略)</p> <p>第4～第20 (略)</p> <p>別表第1 添付資料一覧表（第5及び第9関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">適用 条 項</td> <td style="width: 15%;">項目</td> <td style="width: 15%;">保安基準第55条 第1項に規定す る大臣が定める 告示</td> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">5</td> <td style="width: 10%;">6～12</td> <td style="width: 5%;">13</td> </tr> <tr> <td>告</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	適用 条 項	項目	保安基準第55条 第1項に規定す る大臣が定める 告示	1	2	3	4	5	6～12	13	告	(略)	(略)	(略)						
適用 条 項	項目	保安基準第55条 第1項に規定す る大臣が定める 告示	1	2	3	4	5	6～12	13																																
告	(略)	(略)	(略)																																						
適用 条 項	項目	保安基準第55条 第1項に規定す る大臣が定める 告示	1	2	3	4	5	6～12	13																																
告	(略)	(略)	(略)																																						

示 第 1 条 第 1 号	頭部後傾抑止装置等	保 22 の 4	(略)						
	年少者用補助乗車装置等	保 22 の 5	○	○	○	＝	○	＝	○
	(以下 省略)								

(注) (略)

【備考】 (略)

別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限 (第7及び第13 関係)

基準緩和項目 (数字番号)	条件又は制限 (数字番号)
(略)	(略)
座席ベルト(023)	(略)
年少者用補助乗車装置等	1 運行速度は、20 キロメートル毎時未満とする。 2 運転者席には、20 キロメートル毎時未満で運行する旨を表示すること。
(略)	(略)

備考 (略)

別表第3

基準緩和項目	表示の例
(略)	(略)
座席	(略)
年少者用補助乗車装置等	「運行速度20キロメートル毎時未満」
(略)	(略)

備考 (略)

示 第 1 条 第 1 号	頭部後傾抑止装置等	保 22 の 4	(略)						
	(新規)								
	(以下 省略)								

(注) (略)

【備考】 (略)

別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限 (第7及び第13 関係)

基準緩和項目 (数字番号)	条件又は制限 (数字番号)
(略)	(略)
座席ベルト(023)	(略)
(新規)	(新規)
(略)	(略)

備考 (略)

別表第3

基準緩和項目	表示の例
(略)	(略)
座席	(略)
(新規)	(新規)
(略)	(略)

備考 (略)

別表第4 (略)

第1号様式～第8号様式 (略)

参考1～8 (略)

別表第4 (略)

第1号様式～第8号様式 (略)

参考1～8 (略)

附 則 (平成26年10月31日 国自技第110号)

(適用時期)

- 1 この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。